

無罪 私の免許返して

交通事故で在宅起訴 福岡の女性

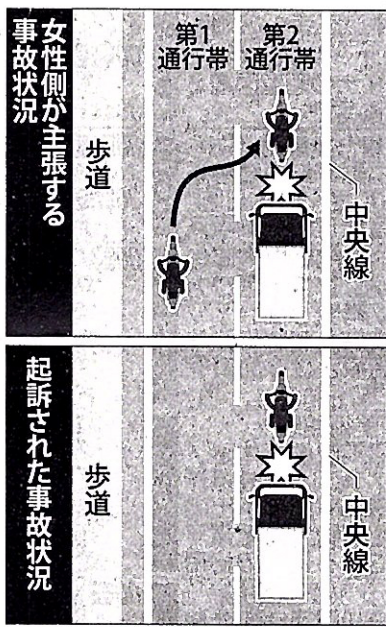
交通事故を巡る刑事裁判で無罪判決が確定した。なのに、取り消された運転免許は戻ってこない。福岡市の会社員女性(45)が免許取り消し処分の無効確認を求め、法廷闘争を続けている。女性はシングルマザーとして運送の仕事で2人の子どもを育ててきたが、事故を境に人生や生活は大きく変わってしまった。事故から6年半たっても続く不条理。女性は「なぜ再び裁判までしないといけないのか」と憤る。取材を進めると、現行制度の「壁」が浮かび上がった。



事故現場で当時の状況を説明する女性。福岡市早良区で8月、

運送の職失い 生活困窮

2017年2月14日深夜、女性が運送の仕事で軽トラックを運転していた時に事故は起きた。当時18歳を



約1年3カ月にわたる任意捜査の末、福岡地裁は18年5月、女性を自動車運転処罰法違反(過失致傷)で在宅起訴した。起訴状では「前方、左右を十分注視せず、漫然と進行した過失により、事故を起こした」とされた。

だが、女性は納得がいかなかった。18年7月から始まった福岡地裁での公判で「過失はない」と無罪を訴えた。現場の北向き車線は2車線あり、女性運転の軽トラックは右側の車線を走っていた。争点となったのは、少年が運転していたバイクの動き。検察側は「軽トラックの前方で、同じ車線を進行していた」としたが、女性は納得がいかなかった。福岡地裁は23年3月の判決で、女性側の訴えを認め、「処分の内に取り消し訴訟を起こす③処分の無効確認訴訟を起こす④の3通りある。」

だが、女性の場合は無罪判決を得た時点で既に①の不服申し立てや②の提訴をできる期間を過ぎていた。③は「重大かつ明白な違法性」の立証が必要で、ハードルが高いとされるが、その道しかなかった。

県側は訴訟でも「処分の事実認定や手続きに過誤はない」として、請求の棄却を求めた。刑事裁判で無罪が確定したのに、「刑事処分と行政処分は全く別のもので、それぞれ独立している。刑事裁判の判決で認定された事故態様も不合理な点が多

無罪が確定すれば国から補償があるが、女性の場合は逮捕などによる勾留がなかったため、裁判費用のみで、交通費や日当などで10万5000円。心身ともに大きな痛手を受けたが、無罪確定で少なくとも運転免許は戻ってくると思っていた。

ところが、運転免許の取り消し処分を「職権」で取り消すよう求めた女性に対し、福岡県公安委員会は20年6月、処分に「重大かつ明白な瑕疵はない」として、取り消さないと回答してきた。女性は翌月、「処分の根拠がない」として、福岡県を相手取り、処分の無効確認を求める訴訟を福岡地裁に起こさざるを得なかった。

総務省などによると、都道府県の公安委員会の職権以外で、

公安委 処分取り消さず

運転免許を取り戻す方法は、①処分から3カ月以内に不服申し立てをする②処分から6カ月以内に取り消し訴訟を起こす③処分の無効確認訴訟を起こす④の3通りある。

だが、女性の場合は無罪判決を得た時点で既に①の不服申し立てや②の提訴をできる期間を過ぎていた。③は「重大かつ明白な違法性」の立証が必要で、ハードルが高いとされるが、その道しかなかった。

県側は訴訟でも「処分の事実認定や手続きに過誤はない」として、請求の棄却を求めた。刑事裁判で無罪が確定したのに、「刑事処分と行政処分は全く別のもので、それぞれ独立している。刑事裁判の判決で認定された事故態様も不合理な点が多

進行していた」としたが、弁護側は「歩道寄りに止まっていたバイクが急発進し、左車線から右車線へと車線をまたいで前に飛び出してきた」と主張した。

公判では、現場近くで居酒屋を営む男性も出廷し、事故の直前に人が乗ったバイクが歩道寄りに止まっていたのを見たと言った。少年自身は事故の後遺症で意思疎通ができない中、福岡地裁は20年5月、こうした証言を基に「バイクが急加速して車線変更してきた可能性があり、女性の過失を認めるには疑いが残る」として無罪を言い渡した。検察側は控訴せず、判決

は確定した。だが、事故から3年余りで女性の生活は大きく変わってしまった。事故前は月約25万円の収入で2人の子どもを養ってきた。しかし、事故後、運送の仕事はできなくなり、運転免許も取り消された。暮らしていた市営住宅の家賃3万5000円を支払えなくなり、滞納がかさんで退去した。新たな仕事を探したが、運転免許証がないと明かすと、「信用できない」と思われたのか、何度も採用を断られた。精神的な打撃も大きく、「不安障害」を患い、救急車のサイレンなどを聞くと震えが止まらなくなった。

消すことはないのが現実。無罪判決が確定した場合、関連する行政処分を公安委とは別の組織が見直す仕組みを作り、司法と行政処分の連動性を持たせるべきだ」と指摘する。

女性の代理人弁護士は、運転免許の取り消し処分を「無効」とした判決は過去に例がないといい、県側が控訴してまで争う理由を「行政処分が無効になる前例を作らなければならない」と推測する。

福岡高裁の控訴審判決は9月26日に言い渡される。女性は訴える。「無罪だったときには、自動的に処分を取り消して免許を戻す制度を作るべきだ。冤罪被害者なのになぜ、ここまで負担を強いられなければならないのか」【志村一也、写真も】